

日連 23 第 81 号
(総 1 第 15 号)
平成 23 年 4 月 21 日

経済産業大臣
海江田 万里 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓
日本税理士政治連盟
会長 山川 巽

電子証明書の発行申請に係る本人確認に関する緊急要望書

3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者あわせて約3万人となり、各地で市町村役場なども壊滅的な被害を受け、戸籍や住民票などの住民に関するデータも損壊するなど大規模かつ広範囲に甚大な被害を及ぼし、国内史上最大の災害規模となっています。

さて、電子証明書の発行はもちろん再発行を希望する者（以下「利用申込者」という。）であっても、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条では、利用申込者に対して住民票の写し、戸籍謄本若しくは抄本、印鑑登録証明書等の提出により当該利用申込者の真偽の確認を行う旨規定されているところであります。

しかし、当該震災による市町村役場の被災により利用申込者の真偽を確認するための書類の交付が受けられないという状況となった地区もあり、当該地区に居住する利用申込者は、電子証明書の発行に係る書類を準備できず、電子証明書の発行申請ができないという事例が発生しております。

被災地の復興には利用申込者の逸早い活動復帰が望まれることから、市町村役場の被災により利用申込者の真偽を確認するための書類の交付が受けられない者について電子証明書が発行できるよう特別のご配慮方をお願いいたします。